



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 5 月 28 日 (木曜日) 第 109 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 1
○民有林の保安林の指定 (4件) …… (自然環境課) 1
○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2
○道路の区域の変更 (2件) …… (道路保全課) 2
○道路の供用の開始 (3件) …… (“) 3

○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2件) …… (砂防課) 3
公 告
○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4
○土地改良区の定款変更の認可 (4件) …… (“) 4
○県営土地改良事業の工事の完了…………… (“) 4
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 5
○宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱…………… (会計課) 5
○入札公告…………… 6
○落札者等の公告 (7件) …… 7

告 示

宮崎県告示第 418号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
2年-6	映画	二丁目の娘 親友と…	竹洞組 <オーピー映画>	令和2年5月19日
2年-7	映画	たわわなときめき あなたの人生変わるかも	古澤組 <オーピー映画>	
2年-8	映画	つれこむ女 しががりぼっち	山内組 <オーピー映画>	
2年-9	映画	どすけべサラリーマン 肉体遍歴篇	深町組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 419号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町坪谷字石原 136-59、136-63、136-己-1、136-己-2、136-己-7、136-戊-2、字本村 302-2(次の図に示す部分に限る。)、137-7から137-13まで、137-22、137-30、137-34、147-乙、300、301、302-1、302-3から302-5まで、303-1
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 420号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字尾崎4977-1、4978-6

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字尾崎4977-1・4978-6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 421号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 延岡市北方町笠下字黒原寅 245、寅 246

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字黒原寅 245・寅 246（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 422号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字向山字稗ノ上 205-6（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 423号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称 及び所在地
		種 穂	苗 木	
1373	木佐貫 大樹 小林市北西方6998番地10	採取、精選	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	木佐貫樹苗 代表 木佐貫 薫 小林市北西方6998番地10

宮崎県告示第 424号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 28 日から同年 6 月 11 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
203	県道	土生高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字押方字尾向6037番4地	旧	5.0~18.4	115.0
			先から同郡同町同大字同字6030番4地先まで	新	5.0~18.4	115.0

宮崎県告示第 425号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 28 日から同年 6 月 11 日まで宮崎

県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字尾 迫3260番4 地先から同 郡同町同大 字同字3262 番1地先ま で	旧	6.0～ 48.5	264.0
				新	13.3～ 51.0	264.0

宮崎県告示第 426号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 28 日から同年 6 月 11 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	児湯郡木城 町大字高城 字歩行坂下 1520番4地 先から同郡 同町同大字 同字1520番 1地先まで	令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県告示第 427号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 28 日から同年 6 月 11 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
203	県道	土生高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 押方字尾向 6037番4地	令和 2 年 5 月 28 日

先から同郡
同町同大字
同字6030番
4地先まで

宮崎県告示第 428号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 5 月 28 日から同年 6 月 11 日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字尾 迫3260番4 地先から同 郡同町同大 字同字3262 番1地先ま で	令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県告示第 429号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 東地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 11 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 11 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	串間市大字都井字咄ケ字戸3934番4
2	” ” ” 3957番3
3	” ” 字寺ケ迫4250番
4	” ” 字咄ケ字戸3969番
5	” ” ” 3970番2
6	” ” 字開田4018番5
7	” ” ” 3973番5
8	” ” ” 3975番3
9	” ” ” 3978番1
10	” ” 字咄ケ字戸3924番2
11	” ” ” 3924番2

宮崎県告示第 430号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 針金橋地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	東臼杵郡椎葉村大字下福良字持田1829番1
2	” ” ” ” 1829番1
3	” ” ” ” 1829番1
4	” ” ” ” 1829番2
5	” ” ” ” 1829番2
6	” ” ” ” 1829番1
7	” ” ” ” 1829番43
8	” ” ” ” 1829番2
9	” ” ” ” 1829番2
10	” ” ” ” 1829番48
11	” ” ” ” 1829番38

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、南平土地改良区（高千穂町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	後藤 邦治	西臼杵郡高千穂町田原2326-1番地
理事	安在 寛	西臼杵郡高千穂町田原1846番地
理事	内倉 清隆	西臼杵郡高千穂町田原2126番地
理事	竹次 純逸	西臼杵郡高千穂町田原1785番地
理事	佐藤 道雄	西臼杵郡高千穂町田原2170番地
理事	菅 善夫	西臼杵郡高千穂町田原2712番地
監事	佐藤 茂男	西臼杵郡高千穂町田原2341番地
監事	河内 文義	西臼杵郡高千穂町田原2162番地

（任期：令和4年3月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	後藤 邦治	西臼杵郡高千穂町田原2326-1番地
理事	工藤 彰	西臼杵郡高千穂町田原1836番地
理事	内倉 清隆	西臼杵郡高千穂町田原2126番地
理事	竹次 純逸	西臼杵郡高千穂町田原1785番地
理事	佐藤 道雄	西臼杵郡高千穂町田原2170番地
理事	菅 善夫	西臼杵郡高千穂町田原2712番地
監事	佐藤 茂男	西臼杵郡高千穂町田原2341番地
監事	河内 文義	西臼杵郡高千穂町田原2162番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大淀川右岸土地改良区（宮崎市）から令和2年3月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区（宮崎市）から令和2年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、花ヶ島土地改良区（宮崎市）から令和2年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、村角土地改良区（宮崎市）から令和2年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

地区名	市町村名	事業名	完了年月日
吉野	宮崎市	耕作放棄地解消・	令和2年3月27日

発生防止基盤整備
事業

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、
建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因と なった事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-29)第6283号	繁光建設	黒木 繁文	宮崎県児湯 郡都農町大 字川北 185 22-1	一般	建築工事業、大工工事業	令和 2 年 4 月 1 日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 1 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-1)第 12198号	(株)メック宮崎	矢野 一人	宮崎県宮崎 市大塚町池 ノ内1205	一般	さく井工事業	令和 2 年 4 月 1 日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 1 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-1)第 12198号	(株)メック宮崎	矢野 一人	宮崎県宮崎 市大塚町池 ノ内1205	特定	土木工事業、とび・土 工工事業	令和 2 年 4 月 1 日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 1 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 12309号	上村左官店	上村 勝廣	宮崎県日南 市大字戸高 1329	一般	左官工事業	令和 2 年 4 月 28日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 28 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13030号	(有)インダエム エンジニアリ ング	石田 正雄	宮崎県日向 市大字日知 屋 16592	一般	機械器具設置工事業	令和 2 年 4 月 30日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 30 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-29)第 13736号	竜電工	平原 竜司	宮崎県宮崎 市小松1353 -5	一般	電気工事業	令和 2 年 4 月 27日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 27 日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (特-27)第 12584号	アサヒテック (株)	長嶺 純一	宮崎県宮崎 市佐土原町 下田島 112 47	特定	建築工事業、大工工事業、 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック 工事業、内装仕上工事業	令和 2 年 4 月 21日付けで廃 業した旨の届 け	令和 2 年 4 月 21 日 (一部廃業)

平成31年 1 月 31 日付け宮崎県公報第3068号において公告した宮崎
県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正したので、改正後
の要綱を次のとおり公表する。

令和 2 年 5 月 28 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 県の機関及び県が単独で設立する地方独立行政法人が行う
調達であって、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の
特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第 1 条に規定する19
94年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、20
12年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改
正する議定書、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の
協定その他の国際約束の対象となる調達に係る供給者の苦情
について、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年 6 月 23 日
定め）に基づき、公平かつ独立した立場から検討し、関係調達機

関への提案等を行うため、宮崎県政府調達苦情検討委員会（以下
「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成等)

第 2 条 委員会の定数は、3 人とする。

2 委員は、人格が高潔で、地方公共団体の入札・契約制度に関し
優れた識見を有する者のうちから、知事が選任する。

3 委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員
の任期については、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が選任され
るまで引き続きその職務を行うものとする。

5 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、在任中、
その意に反して罷免されることがない。

(1) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認
められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない
非行があると認められたとき。

（守秘義務）

第3条 知事は、選任の際委員に職務上知り得た秘密を漏らさないことを誓約させることとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の開催）

第5条 委員長は、委員会を招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

（会議の議決）

第6条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（議事録）

第7条 委員会においては、議事録を作成する。

（委員会の庶務）

第8条 委員会の庶務は、会計管理局会計課が処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の件名 宮崎県次期サーバ統合基盤提供業務
- (2) 特定役務の特質等 宮崎県次期サーバ統合基盤提供業務に係る総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び宮崎県次期サーバ統合基盤提供業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和10年3月31日までとする。
なお、サーバ統合基盤の運用は、令和3年2月1日までに開始するものとする。
- (4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定する場所
- (5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約

希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 令和2年宮崎県告示第115号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のものであること。

イ 本件入札に係る公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

(2) 共同企業体での参加は可とするが、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 全ての構成員が(1)のアからオまでに掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 共同企業体の構成員数に制限は設けない。ただし、代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が、単独又は他の共同企業体の構成員としてこの競争入札に参加していないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985-26-7208

(2) 申請書類の受付期間 令和2年5月28日から令和2年6月25日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前8時30分から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985-26-7045 FAX番号0985-32-4452

(2) 期間 令和2年5月28日から令和2年7月20日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書等の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 (2) 期間 令和2年5月28日から令和2年7月20日まで(土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)
 (3) 入札説明書、審査基準書及び契約書(案)は、上記期間中県のホームページにも掲載する。

6 入札参加申込書の申込場所、申込期限及び申込方法

- (1) 申込場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 (2) 申込期限 令和2年6月25日午後5時まで(郵送、電子メール又はファクシミリにあっては、同日午後5時必着)
 (3) 申込方法 持参、送付、電子メール又はファクシミリ

7 入札書、企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当
 (2) 提出期限 令和2年7月20日午後5時まで(送付にあっては、同日午後5時必着)
 (3) 提出方法 総合評価一般競争入札により行うため、上記2(1)アの資格要件を満たすことを証明する書類、入札書、入札説明書に定める企画提案書等(以下これらを「入札書等」という。)を、持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)により提出すること。

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者又は当該入札参加資格を満たさなくなった者
 (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
 (3) 2件以上の入札をした者
 (4) 申込期限までに入札参加申込書により申込を提出しなかった者
 (5) 提出期限までに入札書等を提出しなかった者
 (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
 (7) 2人以上の代理人をした者
 (8) 入札書等について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な提案をした者

10 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第122条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、別記宮崎県次期サーバ統合基盤提供業務落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者(最高得点となったものが2者以上の場合、宮崎県次期サーバ統合基盤提供業務落札者決定基準の定めるところによる。)とし、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出等に係る費用は、入札者の負担とする。

- (2) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and Quantity of Goods and/or Services Required:
 Provision of an Integrated Server Platform for the Miyazaki Prefectural Government
 (2) Deadline for Submission of Tenders:
 17:00, July 20th, 2020
 (3) Name and Contact Details of the Department in Charge:
 General Policy Planning Department, Miyazaki Prefectural Government
 Tachibana-dori Higashi 2-chome 10 - 1, Miyazaki-shi, Miyazaki Prefecture, Japan 880-8501 Tel:0985-26-7045

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 ア 執務デスク 1階及び3階 171台
 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 3 落札者を決定した日
 令和2年3月19日
 4 落札者の氏名及び住所
 株式会社川越紙店 宮崎県宮崎市旭1丁目1番4号
 5 落札金額
 12,224,740円
 6 一般競争入札の公告を行った日
 令和2年2月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
 イ 執務デスク 2階 268台
 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 3 落札者を決定した日
 令和2年3月19日
 4 落札者の氏名及び住所
 山崎事務機株式会社 宮崎県宮崎市橋通西5丁目6番57号 山崎ビル6階

- 5 落札金額
19,379,910円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ウ 執務デスク 8階 222台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社みうら商店 宮崎県宮崎市大字瓜生野70番地3
- 5 落札金額
16,143,270円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
エ 執務デスク 9階 202台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社岡本事務機 宮崎県宮崎市清水3丁目10番21号
- 5 落札金額
14,921,379円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ア 並行移動書棚 1階及び3階 35台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日

- 令和2年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社みうら商店 宮崎県宮崎市大字瓜生野70番地3
- 5 落札金額
8,242,960円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
イ 並行移動書棚 8階 46台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社川越紙店 宮崎県宮崎市旭1丁目1番4号
- 5 落札金額
11,102,300円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月6日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
令和2年5月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ウ 並行移動書棚 9階 64台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヨシダヤ 宮崎県宮崎市青葉町119番地1
- 5 落札金額
15,613,070円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和2年2月6日